

令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和 8 年 6 月 4 日

柳井市地域公共交通協議会

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、周辺の市町に通じる鉄道及び地域間幹線バス系統を軸に、市内を走る路線バス、予約制乗合タクシー等により構成される公共交通網が形成されている。

これら交通網は、市内の総合病院、大型商業施設及び公共施設等への移動手段として市民の日常生活に欠かせない役割を担う中、鉄道や地域間幹線バス系統は周辺市町をつなぐ手段として、車の運転ができない学生や高齢者を中心に必要不可欠な交通として機能している。

当計画において認定申請する地域内フィーダー系統は、日積、伊陸、阿月及び大畠地区において、地域内と中心市街地を結び、日常生活の移動を担う公共交通として重要な役割を果たしている。

本協議会としては、今後も、地域住民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、地域内フィーダー系統の確保維持に引き続き努めるとともに、市内を走るバス路線や地域間幹線バス系統との接続を図るものとする。

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（１）事業の目標**

①路線バス・予約制乗合タクシーの市民一人当たりの財政支出額について、令和 7 年度実績（78.6 円/人）を維持し、それ以下となるよう効率的な運行を実施する。

（柳井市地域公共交通計画 P46、評価指標 1）

②予約制乗合タクシーの収支率について、令和 7 年度実績 18.9%以上の 21.0%を目指す。

（柳井市地域公共交通計画 P47、評価指標 2）

③予約制乗合タクシーの利用者数について、令和 7 年度実績 9,544 人を維持し、それ以上の利用者数を目指す。

（柳井市地域公共交通計画 P47、評価指標 5）

（２）事業の効果

地域内フィーダー系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

また、鉄道や地域間幹線バス系統との連携により、効率的な地域交通網が形成され、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運送予定者	運行系統	路線名	運航形態	実施主体
柳井三和交通(株)	柳井郵便(Ⅰ系統)	ひづみふれあい号	区域運行	日積地区社会福祉協議会
柳井三和交通(株)	柳井郵便(Ⅱ系統)	大島うずしお号	区域運行	大島地区社会福祉協議会
柳井三和交通(株)	柳井郵便(Ⅲ系統)	いかちまいか号	区域運行	伊陸地区社会福祉協議会
柳井第一交通(株)	柳井郵便(Ⅳ系統)	阿月神明号	区域運行	阿月地区社会福祉協議会

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

Ⅰ系統 ひづみふれあい号

補助対象費用見込	補助対象収益見込	国庫補助計画額	市補助計画額
3,869,301円	906,364円	1,297,000円	1,665,937円

Ⅱ系統 大島うずしお号

補助対象費用見込	補助対象収益見込	国庫補助計画額	市補助計画額
3,204,212円	1,011,818円	1,074,000円	1,118,394円

Ⅲ系統 いかちまいか号

補助対象費用見込	補助対象収益見込	国庫補助計画額	市補助計画額
3,519,950円	914,545円	1,180,000円	1,425,405円

Ⅳ系統 阿月神明号

補助対象費用見込	補助対象収益見込	国庫補助計画額	市補助計画額
3,033,998円	821,818円	1,017,000円	1,195,180円

※令和7年度の費用及び収益の実績を基に見込額を算出

5 利用者の意見の反映状況

柳井市地域公共交通計画策定の際、利用者アンケートや交通事業者等のヒアリングを実施している。計画に基づき利用者の利便性の確保を図る。

6 スケジュール

令和8年6月4日	計画(案)の承認
令和8年6月上旬～	国宛申請
令和8年8～9月頃	認定
令和8年10月～令和9年9月末	本申請に係る事業期間